

「当国入国審査における入管職員等による不当な金銭の徴収に関する注意喚起」

一部報道によれば、外国人が当国に入国する際に受ける入国審査や税関検査において、不当な金銭（※当国法律に基づかない徴収金）を徴収されたとの苦情が多く寄せられているとして、当国フィロメノ国防大臣兼内務大臣代行は、状況改善のためにも、当該事態に遭遇した際の積極的な通報を呼びかけています。

つきましては、在留邦人の皆様におかれても、空港等での入国審査や税関検査において、同様のケースに遭われた場合は、以下に連絡されることをお勧めします。

被害状況の把握と関係当局への善処方の働き掛けの為に、当館領事班にもご連絡下さい。

（連絡先：内務省担当者）

- ・ Ms. Paula Alves de Carvalho, Executive Assistant : +670-77172992
- ・ Ms. Maria Raul, Advisor for Protocol and Media : +670-78326687

以上